



now
農林漁業信用基金 広報誌【基金now】



年頭に当たって

独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 牧元 幸司

地域の農林漁業だより

宮城県農業信用基金協会
滋賀県農業信用基金協会
佐賀県農業信用基金協会
滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課
全国漁業信用基金協会 秋田支所
全国漁業信用基金協会 和歌山支所
愛知県農業共済組合(NOSAI 愛知)
鹿児島県農業共済組合(NOSAI かごしま)

信用基金からのお知らせ

～林業信用保証制度について～

政策の窓

スマート農業技術活用促進法について
農林水産省技術会議事務局 研究推進課長 小林 保幸

品目ごとの生産と消費

野菜と花きの生産と消費
農林水産省農産局園芸作物課長 長峰 徹昭

信用基金の動き(重要なお知らせ)

独立行政法人 農林漁業信用基金



CONTENTS

年頭に当たって

独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 牧元 幸司 01

特集 関係機関より新年のご挨拶

農林中央金庫 代表理事理事長 奥 和登 02

全国農業信用基金協会協議会 会長理事 寺下 三郎 03

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 04

全国漁業信用基金協会 理事長 武部 勤 05

公益社団法人 全国農業共済協会 会長理事 高橋 博 06

全国漁業共済組合連合会 会長理事 宮原 淳一 07

地域の農林漁業だより

農業信用基金協会だより

宮城県農業信用基金協会 08-09

滋賀県農業信用基金協会 10-11

佐賀県農業信用基金協会 12-13

林業・木材産業だより

滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課 14-15

漁業信用基金協会だより

全国漁業信用基金協会 秋田支所 16-17

全国漁業信用基金協会 和歌山支所 18-19

農業共済組合だより

愛知県農業共済組合(NOSAI 愛知) 20-21

鹿児島県農業共済組合(NOSAI かごしま) 22-23

信用基金からのお知らせ

～林業信用保証制度について～ 24-25

政策の窓

スマート農業技術活用促進法について
農林水産省技術会議事務局 研究推進課長 小林 保幸 26-29

品目ごとの生産と消費

野菜と花きの生産と消費
農林水産省農産局園芸作物課長 長峰 徹昭 30-33

信用基金の動き(重要なお知らせ)

広報誌「基金now」の発行形態の見直しについて
人事異動 34



年頭に当たって

明けましておめでとうございます。

本年が皆様お一人おひとりにとって、輝かしい年となりますよう祈念申し上げます。

早いもので令和7年度は第5期中期目標・中期計画の3年目、中間年度となります。中期目標で示された脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、デジタル技術を活用したスマート農林水産業の実装など社会経済情勢の変化に対応した信用補完業務の展開について、これまでの取組を検証し、更なる深化を図る必要があります。

去年は年初に能登半島地震が発生するなど、多くの災害に見舞われた年でありました。災害に遭われた全ての農林漁業者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、農林漁業信用基金としても農業共済組合や漁業共済組合の支援に万全を期してまいります。

また、去年は25年ぶりに食料・農業・農村基本法が改正されるという大きな政策の見直しが行われた年でもありました。これを受けて関係予算の拡充等が行われるとともに、様々な制度の見直しが今後想定されるところです。各関係機関・団体の皆様と連携して適切に対応していきたいと思っております。

これらの状況を踏まえつつ、信用力の補完を通じて農林漁業者の皆様を支援するという農林漁業信用基金の本分を果たすべく、業務の充実に努めてまいりますので、関係各位のご理解、ご支援を引き続きよろしくお願いいたします。

本年の干支は乙巳^{きのとみ}です。乙は成長、広がり、巳は脱皮、再生の象徴とあります。このように、皆様それぞれの地域において農林漁業が更に発展され、地域の活力につながっていくことを心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



独立行政法人 農林漁業信用基金
理事長 牧元 幸司

新年のごあいさつ



農林中央金庫
代表理事 理事長

奥 和 登

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃よりJAバンク、JFマリンバンク、JForestグループの事業運営および当金庫の業務につきまして、多大なご支援とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

昨年は、1月の能登半島地震や6月から9月にかけて各地で発生した豪雨・台風などの自然災害により、全国的に甚大な被害が発生しました。あらためて被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、昨年の農林水産情勢を振り返りますと、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」の改正が行われました。今回の改正では、生産から消費に至るまでの関係者が連携する食料システムという概念が新たに規定され、農業の生産性向上と持続可能性の両立のため、系統組織に対しても一層の機能発揮が求められているところです。

JAバンクにおいては、2025年度より次期JAバンク中期戦略（2025～2027年度）がスタートします。JAの強みである総合事業全体で経営戦略を高度化し、組合員・利用者の多様なニーズに応じたサービスを提供することでJAに対して愛着・信頼を感じていただくことを目標に、農業・暮らし・地域の各領域において組合員・利用者から支持・期待され続ける取組みを引き続き展開してまいります。

JFマリンバンクにおいては、浜にとって最も身近な金融機関として、高い信頼を維持し機能を提供し続けてまいります。また、漁協

との緊密な連携に基づく漁業金融機能および浜との接点の強化により、マリンバンクとしての収支を確保し、漁業・漁村の持続性を確保するための課題解決に取り組んでまいります。

JForestグループにおいては、政府目標である2050年のカーボンニュートラルの実現を見据えた中で、森林資源の適正な管理・循環利用を促進し、これまで以上に公益的機能の役割を發揮していくことが求められています。森林組合系統運動「JForestビジョン2030」における目標の達成を目指し、組合員サービスの向上や所得向上・職場環境の改善、林産・販売事業の拡大やICTの活用を含めた効率化、森林由来クレジットの普及拡大などに取り組んでまいります。

本年は、昨年の日米の政治リーダーの交代により世界経済を取り巻く環境の不透明さが増しておりますが、私どもJAバンク、JFマリンバンク、JForestグループとしては、どのような情勢であっても、農林水産業者の幅広い資金ニーズや経営課題に的確に対応できるよう取り組んでまいりますので、農業信用基金協会ならびに漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金におかれましては、より一層の連携強化と機能発揮に向けたお力添えをお願い申し上げます。

最後となりましたが、本年が農業信用基金協会ならびに漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金の一層のご発展と、皆様方のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



全国農業信用基金協会協議会
会長理事

寺下 三郎

明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃より当協議会の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、経済面では、33年ぶりの高い水準となる賃上げ、過去最大規模となる名目 100 兆円を超える設備投資、過去最高を更新した企業収益、バブル期の水準を取り戻した株価など、前向きな動きが随所に見られました。

一方で、政治面においては 30 年ぶりの「少数与党」内閣の誕生、トランプ氏の再選等による先行き不透明感が漂っています。

このような状況の中、農政においては「農業の憲法」とも呼ばれる「食料・農業・農村基本法」が四半世紀振りに大幅改正されました。

四半世紀の間に変化してきた日本の農業の現状、日本と世界の経済状況、進行し続けている地球温暖化の影響、それに伴う環境保護意識の高まり、また日本と世界の食料安全保障等を反映したものとなっています。

改正法においては、新たに食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保に加え、国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義されています。

また、環境と調和のとれた食料システム

の確立が基本理念として位置づけられています。

農協系統においては、令和 7 年度から 3 年を期間とする「JA バンク中期戦略」において、現行中期戦略で掲げた考えを継続しつつ、さらに注力すべき課題として、「組合員・利用者との中長期的なつながりづくり(=「つながり強化戦略」)と「総合事業全体での経営戦略の高度化」にも取り組んでいくこととしています。つながり強化戦略においては、令和 5 年度より順次導入している貸出システムの活用等を通じて、徹底して組合員・利用者の目線にたったサービスの提供を行うこととしています。

基金協会系統においても、貸出システムと連携を図りつつ全国統一の保証審査システムの全県稼働に向け対応を進めているところです。

このような諸情勢を踏まえ、当協議会といたしましては、農業者等の事業・生活に係る多様な融資・保証需要に迅速かつ的確に応えられるよう各種情報の提供、関係機関との連絡・調整等、農業信用基金協会の業務の円滑な運営に資するための諸々の業務に取り組んで参る所存でありますので、皆様方には、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

農林水産業に携わる皆様方のご健勝・ご多幸をご祈念申し上げ、年始のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長

菅野 康則



新年あけましておめでとうございます。旧年中は、皆様方には本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年、ウクライナ侵攻や中東の戦闘が常態化するなど、国際社会が不安定化の度を強める中で、日本経済・社会は、賃上げを上回る物価高、株価や円の乱高下などがみられ、国民の暮らし全般にも不安定さが進みました。木材産業では、これまでの取組の成果から非住宅の木造物件も徐々に増えてきているとは言え、少子高齢化の進行や住宅価格の上昇等により、戸建て住宅の着工が減少していることに加え、資材費やコストの増嵩等の影響により、大変厳しい経営環境の一年となりました。

反面、我が国の人工林資源は成熟期を迎え、合板、集成材、CLT等の技術開発はもとより、製材においては横架材など大きな規格の製品でも品質を向上させ、安定供給できる体制が整ってきています。また、「都市（まち）の木造化推進法」のもと、都市部においても木造による中高層ビル、商用・事業用施設等の建設が全国各地で着実に進んでおり、新しい市場が拡大しつつあるところです。

このような木材需給の活性化の機運を迎える中で、「2050年カーボンニュートラル」の実現、持続可能な森林資源の循環利用、地域経済への貢献など、社会・経済からの様々な期待に応えるため、「伐って、使って、植えて、育てる」のスローガンの下、他の森林・林業・

木材産業関係団体とともに、林業・木材産業が新しい時代にふさわしい局面を迎える一年にしたいと祈念しています。

以上のような展開を実現するため、全木連として、国産材に求められる品質や生産技術の向上、需要に応じた供給が可能なサプライチェーンの構築、木材の利用拡大などに取り組んでいきたいと考えています。また、本年4月には改正「クリーンウッド法」が施行されることから、林業・木材産業の全ての事業者において、合法性が確認された木材のみを流通させる義務を負うことを、我々、木材事業者は認識していかなければならないと思っています。時勢が求める流れに円滑に乗っていかねばなりません。

さて、今年の干支は乙巳（きのとみ）です。「乙」は「樹木が広がって成長していく様子」を表し、「巳」は「豊穰や金運を司る神」だったり「再生」の象徴だったりするようで、これまでの努力が成長や結実を迎える年になると言えるかもしれません。

全木連といたしまして、木材を優先する社会（ウッドファースト社会）の実現を目指し、地球温暖化の防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大していくため一層努力して参りますので、皆様方の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本年が皆様方にとりまして素晴らしい一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



全国漁業信用基金協会
理事長

武部 勤

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様方には、日頃より当基金協会の運営等につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は1月1日に能登半島地震が発生し、石川県を中心に大きな被害があり、多くの方が亡くなくなられました。更に復旧途上の9月には大雨により再び多くの方が被害に見舞われました。改めて被害に遭われました皆様からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興が遂げられますことを心よりお祈りいたします。

また、終わりが見えないロシアによるウクライナ侵攻に加え、中東紛争が拡大するなど地政学的リスクの高まり等による物価高騰が続いており、国民生活への影響が長引いています。

水産業界においては、漁船建造費、資材費、餌料費等の高騰に加え、多くの魚種における不漁が続いています。また、福島第一原発のALPS処理水放出に伴う風評被害や関係国からの水産物の輸入規制などは改善されつつありますが、引き続き漁業経営への影響が懸念されるところです。

このような状況により、当基金協会の会員数及び保証残高は減少傾向で推移していることから、令和4年度に設けた基本問題検討委員会において「保証推進に関する事項」及び「組織再編に関する事項」の検討に重点的に取り組んでいるところです。

「保証推進に関する事項」の中では、貴基金の第5期中期計画・目標に掲げられる保険引受残高2000億円の達成に向け、効果的な

推進方策を検討しています。

また、貴基金と連携・協力して保証推進のためのパンフレットやカレンダーを作成し、支所を通じて関係者に配布するとともに、当基金協会のホームページを刷新し、利用者が保証制度を理解しやすいような内容にしています。

更に、県域における関係金融機関との連携を一層強化するとともに、本所においては貴基金を含む系統金融機関等の全国団体との連携を強化するための4者協議会に参画し、保証拡大や問題点等の解決を図ることとしています。また、貴基金の助成金を活用し、事故率の低減に向けた取組み及び求償権の管理回収の取組みの強化に努めています。

「組織再編に関する事項」については、当基金協会が中小漁業者等のための中小漁業融資保証制度に基づく基金協会の役割を主導して果たす責務があるとともに、今後も中小漁業者等及び会員の減少が避けられない状況において、将来にわたり安定的・継続的にその役割を果たしていくために必要となる経営基盤の強化及び組織再編の方策を検討していくこととしており、昨年5月には「ブロック単位の再編を基本としつつ、単独で存続する支所も認めることとする方向で検討していくこと」及び「7ブロックで検討すること」等を理事会において決定しました。

最後になりますが、農林漁業信用基金並びに関係基金協会の益々のご発展と皆様方のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ

公益社団法人 全国農業共済協会
会長理事

高橋 博



明けましておめでとうございます。

農林漁業信用基金におかれましては、日頃から共済金や保険金の支払いに必要な資金の貸付けはもとより、組合等の財務状況の調査等を通じて農業保険の円滑な事業運営を支えていただいております。この稿をお借りし、改めて御礼申し上げますとともに、引き続きのご支援を宜しくお願いいたします。

さて、去年は元日に能登半島地震が発生し、石川県をはじめ北陸地方に甚大な被害をもたらしました。その後も全国各地で前線の活発化や相次ぐ台風の影響による河川の氾濫や冠水、浸水被害などが発生しています。とりわけ石川県では、9月下旬の大雨で再度の被災となり、震災からの復旧を含め長期化が見込まれる深刻な事態となっています。被災されました方々に対し、改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

近年は、気候変動による災害の頻発化・激甚化が一層懸念されていることに加え、国際情勢が大きく変化し、わが国の経済、社会に多大な影響を及ぼしています。特に農業分野では、輸入に依存する飼料や肥料、燃油などの価格が高止まりして農家経済に深刻な影響を及ぼしており、食料供給の不安定化が懸念されているところです。

このような情勢を踏まえ、昨年6月には、

食料安全保障を基本理念の中心に据え、四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法が改正されました。政府は、初動の5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、本年3月を目途とした新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向け、国内生産基盤の強化など農政を大きく変革する各種施策や目標などの検討が進められているところです。

この中で農業保険は、自然災害への備えや生産性向上・付加価値向上等の意欲とやる気をもった取り組みへの底支えとして、農業経営の安定に欠かせない役割を果たしていくことが再確認されており、基本計画においても、これを踏まえた中長期的なセーフティネット対策のあり方が検討されています。

私どもNOSA I団体は、令和5年度から展開している「未来へつなぐ」サポート運動に更に積極的に取り組み、地域ごとの営農形態を踏まえつつ、農業者の営農と生活を総合的に支援する農業保険の総合性を十分に発揮し、農業経営の基幹的セーフティネットとしての役割を果たしてまいります。そして農業生産全体に対する農業保険のカバー率を一層向上させることを目標に、今後もその活動に万全を期し、農業・農村の持続的な発展を支えてまいります。

本年もNOSA Iへの御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年のごあいさつ

全国漁業共済組合連合会
会長理事

宮原 淳一



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新春にあたり、皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げます。また、農林漁業信用基金におかれましては、日頃から漁業共済事業の円滑な事業運営にご協力頂いていることについて、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、「ぎよさい」は台風・赤潮等の自然災害による被害や不漁・魚価の低迷などによる損失を補償し、漁業経営の再生産と安定を支える事業として、昭和39年に漁業災害補償法が施行され、昨年、制度創設60周年を迎えることができました。これもひとえに漁業者の皆様のご理解と漁協系統団体、行政庁など関係各位のご尽力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、元日に能登半島地震が発生しました。家屋の損壊に加え、漁船や漁具の喪失、一部漁港も機能を喪失するなど大きな被害となりました。今なお仮設施設での生活や遠方への避難を余儀なくされて、未だに漁業再開の目途が立たない漁業者も多くおられます。漁業共済団体としても一日も早く漁業を再開していただけるよう、早期の共済金の支払い等漁業者の方々に寄り添った対応を行って参ります。被災された皆様に改めて心よりお見舞い申し上げます。

また、さけ等の不漁、八代海・橘湾等での赤潮被害に加えて、国際情勢の影響による燃油・餌料価格など経費の高騰、更に東

京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水海洋放出に伴う風評被害など、漁業経営を取り巻く環境は依然として厳しい年でした。漁業経営のセーフティーネットとして国の重要な水産施策として位置付けられている「ぎよさい」と「積立ぶらす」への加入は漁業経営を継続する上で欠かすことのできないものとなっております。これからも漁業者の期待に応えていけるよう、事業の円滑な実施に努めて参ります。

漁業共済団体では、令和6年度の全国普及推進目標として「ぎよさい」の共済金額7,467億円、加入率90%、「積立ぶらす」の漁業者積立額373億円を掲げて普及推進に取り組んでおりますが、今年度残り3ヶ月もその達成に向けて組織一丸となって加入推進して参ります。

現在、国は「ぎよさい」と「積立ぶらす」について、水産基本計画等に基づいた制度見直しの検討を進めております。その検討にあたっては、漁協系統・漁業者団体と緊密に連携し、漁業実態の変化や、漁業者の意見が十分反映されるよう努力を傾注して参ります。

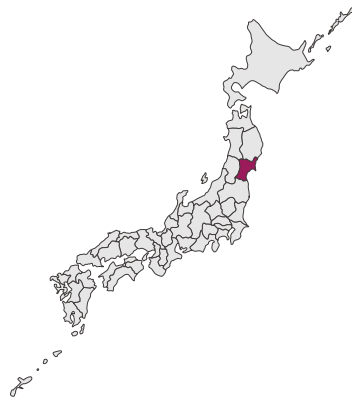
これからも漁業経営の安定と我が国水産業の発展に寄与できるよう、引き続き取り組んで参りますので、皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年の豊漁及び魚価の向上、更には農林漁業信用基金の更なるご発展をお祈り申し上げます。

宮城県農業信用基金協会

1 宮城県の紹介

宮城県は、東北地方の東南部に位置し、西は秋田県、山形県、南は福島県、北は岩手県に接しております。西部一帯は奥羽山脈が連なり、1,500 m以上の標高を有する刈田岳、舟形山、栗駒山等の諸峰がそびえています。また、北東部には北上高地、南部には阿武隈高地が走り、これらの間には標高100 m前後の丘陵地と北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川などによってつくられた豊かな穀倉地帯である東北一の沖積平野である仙台平野が広がっています。



伊達正宗公騎馬像 (2)

気候は太平洋側気候に分類され、全般に夏期は酷暑が少なく、冬期でも降雪量は東北地方の中では少なめで比較的温暖で過ごしやすいのが特徴です。

観光では、日本三景の一つである松島や東北三大祭りのひとつにも数えられる、伊達政宗公の時代から続く仙台七夕まつりに加えて、秋保温泉、鳴子温泉、作並温泉、遠刈田温泉など温泉地も多くあります。



仙台平野 (1)

海岸は太平洋に面し、牡鹿半島を境に北部は複雑なりアス海岸が続き、南部は砂浜の続く平滑な海岸線となっております。

県土面積は7,282.29km²、人口247万人(令和6年10月)となっており、県庁所在地は東北地方で唯一の政令指定都市(人口109万人)仙台市で県内35市町村があります。



日本三景松島 (3)



仙台七夕まつり (4)

2 宮城県の農業

宮城県は、恵まれた気候風土と肥沃な大地により、農業産出額は、1,737億円(令和4年)でうち米が630億円(36.3%)、野菜が266億円(15.3%)、畜産752億円(43.3%)が占めています。

農産物では、仙台平野を中心に県内全域で稲作が盛んに行われ、耕地面積124,400haのうち8割以上102,300haが水田であり、全

国に誇るみやぎ米の品種として長年親しまれている「ササニシキ」、人気銘柄「ひとめぼれ」、「つや姫」に加え、プレミアムブランド米「だて正夢」や玄米食向け「金のいぶき」などで全国5位の生産量を誇っています。

また、「パプリカ」や「せり」は、全国トップクラスの生産量を誇り、仙台せりと河北せりは地理的表示(GI)保護制度に登録さ

れています。さらに、食卓を彩る果菜類「トマト」、「きゅうり」、「いちご」や気候風土や文化の中で生まれた「仙台曲がりねぎ」、「仙台白菜」、銘柄牛のトップブランドの「仙台



生産量全国1位のパプリカ



いちご (6)

牛」や「みやぎのポーク」、恵まれた気候で育つ「りんご」「なし」などの産地が形成され、宮城は多彩で豊富な食材に恵まれている「食材王国みやぎ」であります。



生産量全国1位のせり (5)



県有基幹種雄牛 茂福久

※ 写真(1)～(6) 提供：宮城県観光戦略課

3 宮城県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事8名（うち常勤2名）、監事3名の役員11名、職員12名で総務部と業務部の2部体制にて業務運営にあっております。



4 宮城県農業信用基金協会の活動

当協会では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策資金、令和3年度には米価下落対策資金、令和4年度には原油価格・物価高騰等対策資金の創設に伴い農業者等に対する農業経営の維持に資するため、保証料率の引下げや証書貸付による運転資金を県やJAバンク宮城と連携しながら柔軟な保証対応を図っております。結果、令和3年度以降農業資金の協会保証依存率は90%を超えております。

一方、住宅ローンにおいては、段階別保証料の導入に加えて、令和5年9月に稼働

した保証審査システムの活用により、自動審査による迅速な回答が可能となり、更なる保証利用拡大ができる仕組みが構築され、新規保証が増加傾向にあります。

今後も農林中央金庫仙台支店を中心とした各関係機関と連携を図りながら、JAグループが目指す「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての機能発揮」を目指し、県内の農業者等の円滑な農業経営に資するため、役職員一同一丸となって取り組んで参ります。

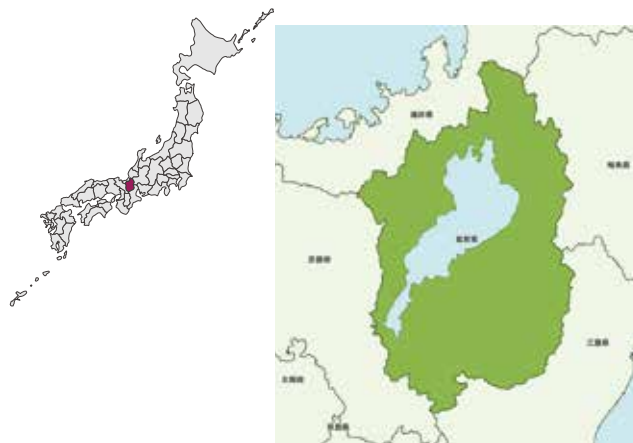
滋賀県農業信用基金協会

1 滋賀県の紹介

日本のほぼ真ん中に位置する滋賀県。県土の約6分の1を占める日本最大の湖・琵琶湖を抱え、水と緑の豊かな自然にふれ合うことができます。琵琶湖の面積は約670km²。水の量は約275億トン。これは琵琶湖の水を利用する淀川流域の1450万人が1日に使う水の量の約11年分に相当します。

その雄大さと変化に富んだ風景は、「琵琶湖八景」や「近江八景」として滋賀県民の心に刻まれています。

また、琵琶湖は世界でも有数の古い歴史をもつ湖です。約400万年前に現在の三重県伊賀市付近に浅くて狭い湖ができ、その後、断層運動の影響を受けながら、形状を変えて移動し現在に至っています。一般的な湖は土砂の堆積の影響を受けて1万年程度で消失してしまいますが、最初の古琵琶湖からは約400万年、現在の琵琶湖になってからでもおよそ40万年という大変長い時間の中で琵琶湖の生物の一部は独自の進化をとげ、琵琶湖にしかない種（固有種）



琵琶マス（固有種）

が生まれました。多種の固有種を誇るなど貴重な自然環境を有するとともに、近畿圏の生活や産業の発展に欠かすことができない国民的資産です。

2 滋賀県の農業について

滋賀県は、琵琶湖をはじめとした豊かな自然の恵みを受けて、近江米をはじめ多彩な農産物が生産されています。

令和4年7月には琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業「琵琶湖システム」が国連食糧農業機関の世界農業遺産に認定されました。そのうち農業では、琵琶湖の水質や生態系を守るため、排水を管理し農薬や化学肥料を減らす「環境こだわり農業」や琵琶湖から田んぼに遡上して産卵する湖魚を支える「魚のゆりかご水田」などが営まれています。

現在「みずかがみ」や「コシヒカリ」と

いった近江米の産地として、農業が盛んに行われており、農地面積のうち水田の面積は46,500haで「水田率」は約93%（令和5年）と全国で富山県に次いで2番目の割合となっています。

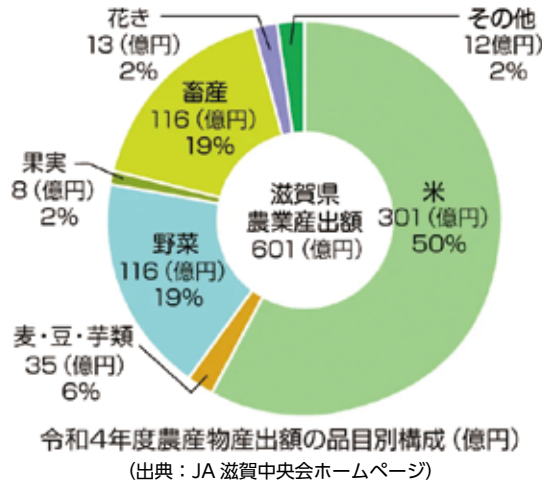
また1戸あたりの飼養頭数が全国上位を誇る肉用牛のうち近江牛は、日本三大和牛の1つとも言われ、安全・安心で高品質な牛肉として、国内外に広がっています。

そういった環境下で滋賀県では、集落単位でまとまって農業を行う集落営農が盛んに行われており、「集落営農法人」は「363組織」と、全国で3番目の多さで構成され

ています。

近年では、滋賀県初のオリジナルいちご新品種「みおしずく」、近江米新品種「きら

みずき」が令和5年度から本格的に生産・販売が開始され、県を代表する新たな「宝」となることが期待されています。



近江牛



みおしずく



米



きらみずき

3 滋賀県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事9名（うち常勤1名）、監事3名、職員14名（うち嘱託職員2名）で総務部および事業部（業務担当、管理担当）の2部体制により業務を行っています。



4 滋賀県農業信用基金協会の活動

令和6年度は第12期中期事業計画の初年度として「保証機能の発揮」「期中管理及び求償権の管理強化」「経営の健全化」を柱に保証事業の推進に努めています。

特に住宅ローンにおいては、他保証機関との競合により協会利用率は減少傾向にありますが、令和5年9月に導入した保証審査システムの更なる活用により保証審査の

充実・強化を図り、他保証会社との競争力を強化し保証利用の推進を行っています。

農業を取り巻く状況は、後継者問題や生産資材の価格高騰・高止まり等経営への影響も懸念されるところですが、JA等融資機関をはじめ、関係機関との連携を図り、農業の経営の安定・成長に貢献できる保証機関として事業推進に取り組んでいます。

佐賀県農業信用基金協会

1 佐賀県の紹介

佐賀県は、九州の北西部に位置し、東西・南北とも約74kmと狭く、面積は約2,400km²で全国42位です。

北はリアス式海岸と砂浜の玄界灘、南は干潟・干拓地の有明海という2つの海に囲まれ、中央には広大な佐賀平野が広がっています。

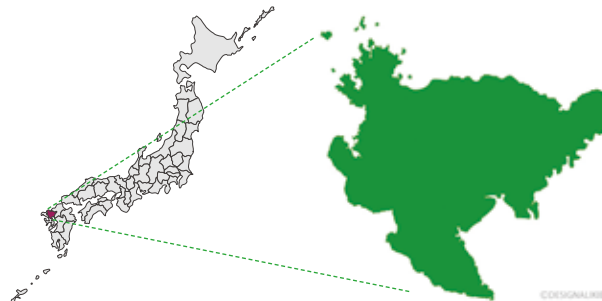
その自然豊かな環境で、全国有数のブランド米である「さがびより」「夢しずく」のほか「さがほのか」「いちごさん」の苺栽培が盛んに行われています。

海産物では玄界灘で取れる呼子のイカが有名で、その活き造りや天ぷらは季節に関係なく美味しく頂けます。

有明海は全国有数の海苔養殖の産地であり、最高級品海苔の「佐賀海苔有明海一番」は、全国に販売され人気を誇っています。

観光面では、空の玄関口である「九州佐賀国際空港」は、羽田の他、ソウル・上海・台北との路線もありインバウンドにも貢献しています。

春には「有田陶器市」や「ガタリンピック」、秋には「佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」や日本三大くんちの1つである「唐



津くんち」が開催されており、「吉野ケ里遺跡」や「名護屋城跡」、「祐徳稲荷神社」も必見です。

また、48年ぶりに佐賀で国スポ、全障スポが開催され大いに盛り上がりました。



佐賀バルーンフェスタ
(写真提供：佐賀県観光連盟)

2 佐賀県の農業について

耕地面積は、県の総面積の20%にあたる49,900haであり、うち8割を占める田においては、二毛作（夏期に米・大豆、冬期に麦・玉ねぎ）が盛んに行われ、田畑の耕作利用率は134%（令和4年）と37年連続で全国1位となっています。

令和4年の農業産出額は1,307億円と全国24位となっています。



さがびより
(写真提供：佐賀県)

米が229億円（17.5%）、玉ねぎ・いちご・レンコンなどの野菜が415億円（31.8%）、肉用牛・豚・ブロイラーなどの畜産が363億円（27.8%）、みかん・梨など果実が183億円（14.0%）となっています。

特に「佐賀牛」は2000年にブランド牛として商標登録され、高い評価を得ており、近年は、香港・タイ・シンガポール・米国などの海外にも積極的に輸出されています。



いちご (いちごさん・さがほのか)
(写真提供: 佐賀県観光連盟)



たまねぎ
(写真提供: 佐賀県観光連盟)



佐賀牛
(写真提供: 佐賀県観光連盟)



呼子のイカ
(写真提供: 佐賀県観光連盟)

3 佐賀県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事12名（うち常勤1名）、監事3名の役員15名。職員は、17名で、総務課、審査課、管理課の3課体制による業務運営を行っています。



4 佐賀県農業信用基金協会の活動

令和5年度保証引受は203億円で前年度比70%、金額で85億円の大幅な減少となりました。農業資金の約6割を占める素牛導入資金及び生活資金の約8割を占める住宅ローンが落ち込んだことが原因です。

令和5年度末保証残高（実残）は期首より約8億円少ない1,700億円、農業資金195億円（12%）、住宅ローン1,407億円（83%）となりました。

各種研修会、会議等の開催はコロナ前に戻ってきており、債務保証事務研修会、JAごとの保証事業推進会議、ローンセン

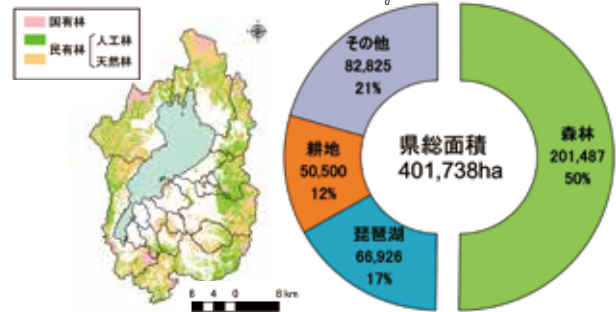
ター巡回等を通じ農業者等の多様な融資・保証需要に迅速かつ的確に応えられるよう取り組んでいます。

また、全国統一保証審査システムは令和5年9月（第2次）に生活資金を対象として稼働し、令和6年7月から農業資金を含め本格稼働しました。これまで大きなトラブルはありませんが、引き続き安定運用に向けた体制整備に取り組み、利用者の利便性の向上、事務の効率化等、導入効果が発揮できるよう努めていきたいと考えています。

滋賀県の森林・林業と木材利用の取組について

滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課

滋賀県は、県土の約5割にあたる約20万haが森林であり、森林の約9割が民有林、民有林の人工林率は約44%となっています。また、伊吹山地、比良山地、鈴鹿山脈などを源とする大小450もの河川が流れこんで、琵琶湖を中心とした流域を形成しています。琵琶湖の水源である滋賀県の森林は、多面的機能の発揮を通じて県民の生活に様々な恩恵をもたらすだけでなく、近畿圏1450万人の生活や産業の発展に欠かすことのできない重要な役割を担っています。加えて、本県は、古代や中世の都への木材供給地であり、国指定の重要文化財（国宝含む）のうち、建造物と彫刻の指定件数が全国第3位であること、東近江市奥永源寺小椋谷は木地師発祥の地とされるなど、木づかいの文化の歴史があります。



【図1 滋賀県の森林の状況】

こうした琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で引き継ぐことが求められており、琵琶湖森林づくり条例及び滋賀県県産材の利用の促進に関する条例に基づき策定された琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、各種施策を行っています。本県の取組を当計画の基本施策の4つの柱に沿って紹介します。

1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

琵琶湖の水を育む水源涵養^{かん}や雨水貯留浸透機能等の多面的機能の持続的な発揮を図るため、適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等を行うこととしています。

強度に間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混交する多面的機能の高い「環境林」へ誘導する

とともに、持続的な森林資源の確保を図るため、「循環林」では、適切な時期に主伐・再造林を行い、次世代の森林づくりを行っています。また、山地災害の復旧や着実な治山施設の整備により災害の未然防止に努めるとともに減災に資する森林整備等を推進しています。

2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進することとしています。

令和元年度からは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、魅力的な地域資源を活かしたモノ・サービスを県民の暮らしと結びつけることで、滋賀の豊かな暮らしを実現しようとする「やまの健康」の取組を進めています。特に過

疎化や高齢化等の課題を抱える農山村において、農山村の価値や魅力に焦点をあてた取組を行っている団体や地域住民の活動支援を行うとともに、森林空間を活用したサービス提供のための仕組みづくり等、都市部の多様なニーズに応えられるよう、「都市とやまをつなぐ」メニューの整備や体制づくり、人材育成に取り組んでいます。

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

本県の素材生産量は、平成20年以降、搬出間伐の推進や県森林組合連合会が運営する木材流通センターを核とした流通体制の構築によ

り増加してきましたが、近年は10万m³前後で推移しています。森林所有者への利益還元や林業従事者の所得増を目指し、主伐・再造林を

計画的に進め、森林資源の持続的な循環利用に取り組み、林業・木材産業の活性化を推進することとしています。

令和6年度からは、3か年の事業として「新しい林業」モデル構築事業を開始し、令和6年度は主伐・再造林の効率的な作業構築のための森林組合や民間事業者の参加型の実証、架線系のシステム導入のための研修、ドローンでの苗木や獣害資材運搬等の普及のための実証などを行っています。また令和6年6月に県内の8つの森林組合のうち、6つの森林組合が合併し、滋賀県森林組合が誕生しました。組合員所有面積は全国第1位、組合員数は全国第2位というスケールメリットを活かした取組を行うことが期待されており、プランナー業務の連携強化や業務管理改善などに対し支援をしています。

4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

林業・木材産業に関わる担い手の確保・育成を図るとともに、あらゆる世代への森林環境学習や木育を推進することとしています。

担い手の確保・育成については、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年度に滋賀もりづくりアカデミーを開設しました。新規就業を目指す方向けのコース、林業従事者や森林施業プランナーなどの既就業者向けのコース、市町職員向けの3コースからなります。特に新規就業を目指す方向けのコースは、①林業への転職希望者が主たる対象であること、②前・後期制で6か月の短期集中型であること、③定員6名の少人数制でじっくり講師と研修生が向き合えること、④田舎暮らしを体験できるカリキュラムがあり、農業、大工、森林・山村の3つの中で希望する職業体験を選ぶことができることなどの特徴があります。林業への就業に必要な知識や安全な作業を行うための技術の習得はもちろん、地域での暮らしを体験することで、移住による転職を検討する方にも安心して受講いただ



【写真 滋賀もりづくりアカデミーでの実習風景】

木材利用については、公共建築物に加え、民間非住宅の木造・木質化への取組を強化しています。県産材利用にあたっては、市町の設計担当者や民間事業者、建築士等に木造建築の経験が少ないことや、利用に際し、求める品質や量の確保が難しいことが課題となっており、令和3年度より木造建築セミナーの実施、木造化促進アドバイザーによる助言を行っています。木造建築セミナーの実施は、受講をきっかけとした都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定の締結や、修了生を中心とした非住宅木造推進のための団体の設立の準備といった民間の動きにも繋がっています。公共建築物については、県が新たに整備・改修する公共施設の内装等の木質化率を100%にするという目標を設定し、関係部局との連携を進めています。

ける研修となっています。

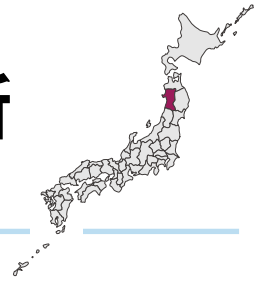
次代を担う子どもたちに対する取組としては、平成19年度から県内の小学4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」に取り組んでいます。「やまのこ」は、学校教育の一環として実施しており、県内全ての小学校を対象とした森林環境学習は、全国で滋賀県だけの取組です。県内9つの森林公園等の施設に専任の指導員を配置しており、教育委員会と連携することで、教育的にみても充実した事業展開としています。

木育については、令和5年に『つなぐ「しが木育」指針』を策定し、子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組である「しが木育」を推進するため、イベントの実施や木育製品の貸出、指導者等の養成を行っています。令和7年度には野洲市の県立近江富士花緑公園内に木育拠点施設のオープンを予定しており、本施設での木育の実施はもちろん、本施設から県内へ木育の取組を発信していく予定です。



【図2 木育拠点施設のイメージ図】

全国漁業信用基金協会 秋田支所



1 秋田県の紹介

秋田県は東北地方の北西に位置し、面積は11,638km²と全国で6番目の広さです。青森へまたがる白神山地や南北に連なる奥羽山脈から河川を通じ日本海へ栄養分を運び、豊かな自然を育んでいます。雪国らしく夏が短く冬が長いという特徴がありますが、四季折々の変化を至る所で感じることができ、日本一の深さを誇り（水深423.4メートル）湖面の透き通った青さが美しい田沢湖や、湯けむりと溪谷とのコントラストが見事な小安峡（冬期は閉鎖）などが人気で、小安峡は温泉地でもあるため、湯治を兼ねて観光される方も多くいらっしゃいます。



田沢湖（県観光連盟提供）



小安峡（県観光連盟提供）

祭りにも力を入れており、東北3大祭りである竿燈まつりは、高さ12m、重さ50kgの巨大な竿燈を体1点のみで支えながら街を練り歩きます。夏の夜に280本もの竿燈の明かりが大通りを照らすさまは迫力満点です。



秋田竿燈まつり
（県観光連盟提供）

なまはげ柴灯まつり
（県観光連盟提供）

冬にはなまはげ^{せど}柴灯まつり。幻想的な風景の中なまはげ達が勇壮な舞を披露する姿を見てなまはげ行事も体感できます。

自然、祭りと来て、最後は食べ物です。

「これが無いと正月を迎えられない」と言われる魚 ハタハタ。秋田に来るときは産卵期に当たるため、その卵「ブリコ」と共に愛されています。塩焼き、ハタハタ寿司、ハタハタの魚醤を使ったしょっつる鍋がおすす^{ひない}めです。また、お米でできたきりたんぼ^{ひない}と比内地鶏で作ったきりたんぼ鍋は、県を代表する郷土料理の一つで、新米の時期は特に美味しいです。最近ではいぶりがっこ（^{いぶ}燻した大根の漬物）とチーズを組み合わせた「いぶりがっこチーズ」もおつまみとして大人気。県産の日本酒ともよく合います。



ハタハタ（県観光連盟提供）



きりたんぼ鍋（県観光連盟提供）



いぶりがっこ（県観光連盟提供）

このようなわが秋田県ですが、是非一度ご体感していただければと思います。

2 秋田県の水産業

秋田県は日本海に面し、海岸線の総延長は264.2kmです。冬期風浪が厳しいことに加え、影響を受けにくい内湾等の養殖適地も少ないことから、漁船漁業が主流であり、うち90%以上が10t未満の漁船で占める、沿岸漁業の比率が極めて高い漁業構造となっています。現在の漁業経営体数は、高齢化や後継者不足の影響を受け630経営体とピーク時の半数以下にまで減少しており、漁獲量については、マダラ、カニ類、ブリ類、サケ類、そして最重要魚種であるハタハタが漁獲量の半数を占める主要魚種となりましたが、ハタハタの漁獲量はここ数年で激減し、令和元年の783tに対して令和4年は約4分の1の196tでした。全体の漁獲量は緩やかな減少ではあるものの、これまで冬の季節ハタハタ漁を主体としてきた漁業者たちにとって大変厳しい数字です。

この状況を改善するため、秋田県では、新規就業者の獲得に向け、「あきた漁業スクール」を設置し、漁業の情報発信とともに未経験者への漁業研修を行っています。また、「つくり育てる漁業の推進」として、底曳網や定置網の目合いの拡大や、本県がハタハタの産卵地となっていることから魚卵の孵化放流を行う等の資源管理に努め、漁業生産の安定化のため栽培漁業（人工種苗の栽培、放流）にも積極的に取り組んでいます。

3 秋田支所の概要（令和6年9月末現在）

- 住所：秋田市山王三丁目8-15
秋田県水産会館3階
- 電話：018-823-7362
- 理事：藤嶋 茂

- 運営委員長：山本 健藏
- 出資金残高：341,600千円
- 保証残高：242,784千円
- 役職員数：3名

4 秋田支所の取り組み

わが県の水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続き、保証残高も年々減少しています。悪天候による出漁日数減少や燃油高等の影響で資金繰りが難しく、長期運転資金の比重が大きい傾向にあります。操業向

上のための漁船購入資金等の需要も見られ、漁業信用保証の重要性を改めて実感しているところです。関係機関との連携をより密にしながら、漁業者の資金ニーズをくみ取り、今後も支援に努めてまいります。



あきた漁業スクール研修チラシ
(県水産漁港課提供)

さらに、効率的な操業を図るため、スマート漁業（デジタル機器による流通業者への情報開示や海況予測技術の開発等）の導入にも力を入れています。

漁業者も、直売所の活用やオンライン販売等の販路を拡大するとともに、難しいとされてきた蓄養殖に取り組んでおり、中でも岩館漁港のサーモン養殖については「輝サーモン」のブランド名で主に県内で販売され、今年3季目を迎えました。

こうした取り組みにより、水産業の持続的な発展を目指しています。



輝サーモン（県水産漁港課提供）

全国漁業信用基金協会 和歌山支所

1 和歌山県の紹介

和歌山県は日本最大の半島である紀伊半島の南西部に位置し、古来「木の国」と謳われたほど森林が占める割合が大きく、奈良県や三重県に跨る紀伊山地から紀伊水道や熊野灘に接する海岸線に亘り、山、川、海の雄大な自然が広がっています。

県の北部地方には鉄鋼、石油、化学工業が集中しており、この分野で製造総出荷額の約7割を占めていて、このほか地場産業も古くから栄え、繊維関連産業をはじめ日用家庭用品など全国シェアが高い産業も数多くあります。

農産物等では、年間を通して比較的温暖な気候のため県全域で果物や野菜、花きなどが栽培されており、中でも、みかん、梅、柿、はっさく、セミノール（柑橘）、グリーンピース、スターチス（花）、いちじく、山椒、じゃばら（柑橘）などが全国生産量1位となっています。また、和歌山県が発祥の郷土の食材や料理も多く、中でも醬

油、金山寺味噌、茶がゆ、めはり寿司、さんま寿司などがよく知られています。

観光名所をみると、世界遺産の自然崇拜の聖地熊野三山、熊野古道、弘法大師空海が開いた高野山や日本三古湯のひとつ白浜温泉、日本三美人の湯のひとつ竜神温泉、熊野三山散策の拠点勝浦温泉などが有名ですが、ほかにもレジャー施設や景勝地など魅力的な観光スポットが数多くあり、年間約29百万人の観光客が訪れています。

最近では、本州最南端の串本町に商業宇宙輸送サービスの提供を目的とした日本初の民間ロケット発射場が建設され、宇宙産業の発展とともに和歌山県への経済波及効果も期待されているところであり、大きな注目が集まっています。



温州みかん



めはり寿司



高野山（大門）

2 和歌山県の水産業

南北に長い和歌山県に接する海域は、和歌山県、徳島県、兵庫県淡路島によって囲まれた瀬戸内海域に属する紀伊水道とその水域以南の太平洋に二分され、それぞれの

海域の特性に応じた漁法により漁業が営まれています。

紀伊水道では、たちうお、しらす、たいなどを対象として小型底曳網漁業、船曳網

漁業、一本釣漁業などが営まれ、一方太平洋海域では黒潮の影響を受けて、かつお、まぐろ、ぶり、あじ、さばなどを対象としてひき縄釣漁業、はえ縄漁業、一本釣漁業、まき網漁業、定置網漁業、棒受網漁業、刺し網漁業や海面養殖など各種漁業が営まれています。また、内水面では、紀伊山地から流れる清流に恵まれた河川が多く、伏流水を利用して、あゆ、あまご、うなぎなどの養殖が営まれています。

主な全国生産量ランキング（令和4年）をみると、海産哺乳類が1位、いせえび、養

殖あゆが3位、たちうおが5位、養殖くろまぐろ、養殖まだいが6位などとなっています。また、勝浦漁港は生まぐろの水揚量全国1位となっており、県内外のまぐろ船の水揚げ拠点として重要な役割を担っています。

漁業情勢は、漁業者の高齢化や担い手不足により漁業就業者数は年々減少し、また近年は海水温の上昇が漁獲高に影響を及ぼすなど漁家経営は益々厳しさを増しているところ、和歌山県では、「時代の変化に対応できる収益性の高い水産業」の実現に向けて、各種施策を推進しています。



小型底曳網船



紀州紀ノ太刀



勝浦市場（まぐろ）

3 和歌山支所の概要

- 住所：和歌山県和歌山市雑賀屋町東ノ丁 30 番地
- 電話番号：073-432-4800
- 代表者：理事兼運営委員長 嶋田 栄人
- 会員数：245 会員
- 出資総額：1,490,900 千円
- 保証残高：188 件 1,395,499 千円
- 役職員数：4 名
(令和5年度末現在)



まぐろ 造り

4 和歌山支所の今後の取組

当支所は、昭和の遠洋・近海まぐろ船に対する保証が急増した時代から、平成に入ってからには主に沿岸漁業への保証へと移り変わり、現在に至っています。

最近の主な保証としては、漁船リース事業や機器導入事業などの設備資金や漁業経営の安定化を支援する県制度資金の漁業振興資金などとなっていますが、厳しい漁業

情勢を反映して保証需要も減少傾向にあります。

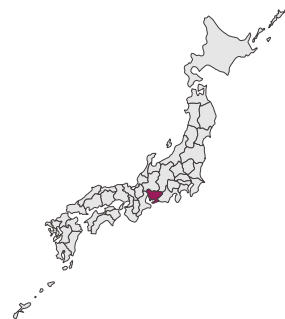
今後におきましては、引き続き県や系統機関、金融機関と連携を図りつつ保証機関としての役割を的確に果たし、県下の漁業者皆様の期待に応えられるよう取り組んでまいります。

愛知県農業共済組合 (NOSAI 愛知)

1 愛知県の紹介

愛知県は、日本列島のほぼ中央に位置し、古来より尾張と三河の2国に分けられていた地域です。面積は約5,170km²で西部から南部にかけての1帯は平坦な地形であり、木曾川・庄内川が濃尾平野を、矢作川が岡崎平野を、豊川が豊橋平野をそれぞれ形成しています。豊橋平野から伸びる渥美半島は、農業に適した肥沃な地域となります。また、濃尾平野の東側は尾張丘陵からなり、南に伸びる半島が知多半島となります。

気候は年間を通して温暖であり、降雨は夏季に多く、冬季に少ない地域です。渥美半島と知多半島南部は黒潮の影響を受けて温暖となっていますが、北東部の山間地域は、やや冷涼で、気温の較差があります。



冬季には濃尾平野の北西から西にかけては、伊吹山地・養老山地・鈴鹿山地の山あい抜ける日本海からの季節風により、比較的温暖な知多半島や名古屋市内においても降雪が見られます。

県内の市町村数は、54市町村（38市14町2村）となっており、人口は、746万人余り（2024年10月1日現在推計）です。

2 愛知県の農業

愛知県の農業産出額は全国8位であり、花卉の産出額が60年以上連続日本一となっています。また、野菜や畜産部門が全国上位となります。渥美半島の施設園芸を主体に、「花の王国あいち」として、きく、洋ラン、バラ、観葉植物などの生産が盛んです。水稲は、あいちのかおりやコシヒカリ、あさひの夢、ミネアサヒ、野菜では

キャベツ、トマト、大葉、いちごなど全国有数の産地で、果樹は、みかんの割合が最も多く、他にぶどう、かき、いちじく、なしなど様々な果実が栽培されています。畜産は、乳用牛及び肉用牛、豚、鶏の他に鶏卵は特産品として全国一の生産を誇っています。



県内一帯に産地があるイチゴ
(写真は愛西市のイチゴ)



彩鮮やかな花は
贈り物としても人気が高い



キャベツの出荷量は全国1位で
全国シェアの約20%

3 愛知県農業共済組合（NOSAI 愛知）の概要

平成26年4月1日に県内3組合2事務組合1市が合併し、「愛知県農業共済組合」がスタートしました。現在では、本所（名古屋市）、西部支所（稲沢市）、中部支所（刈谷市）、東部支所（豊川市）、田原出張所（田原市）及び家畜診療所（中部支所内併設）、尾張駐在所（本所内併設）豊川駐在所（東部支所内併設）の体制で事業に取り組んでいます。（図1）

【所在地】名古屋市中区丸の内二丁目1番11号

【電話番号】(052)204-2411（代表）

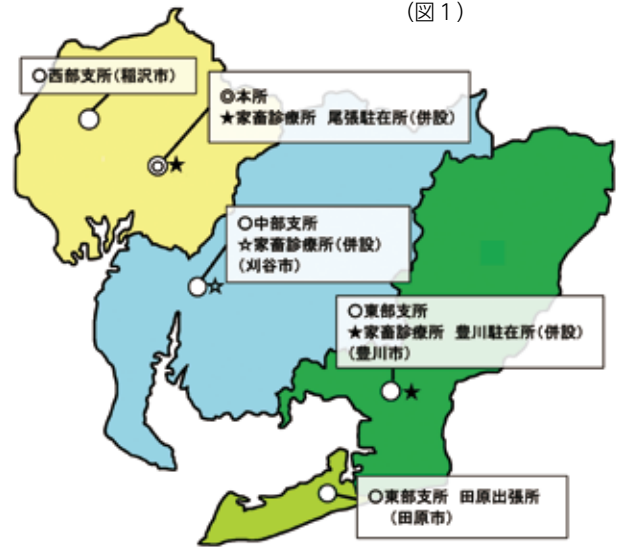
【理事】11名

【監事】3名

【職員数】139人（嘱託・臨時職員含む）

令和6年10月1日現在

（図1）



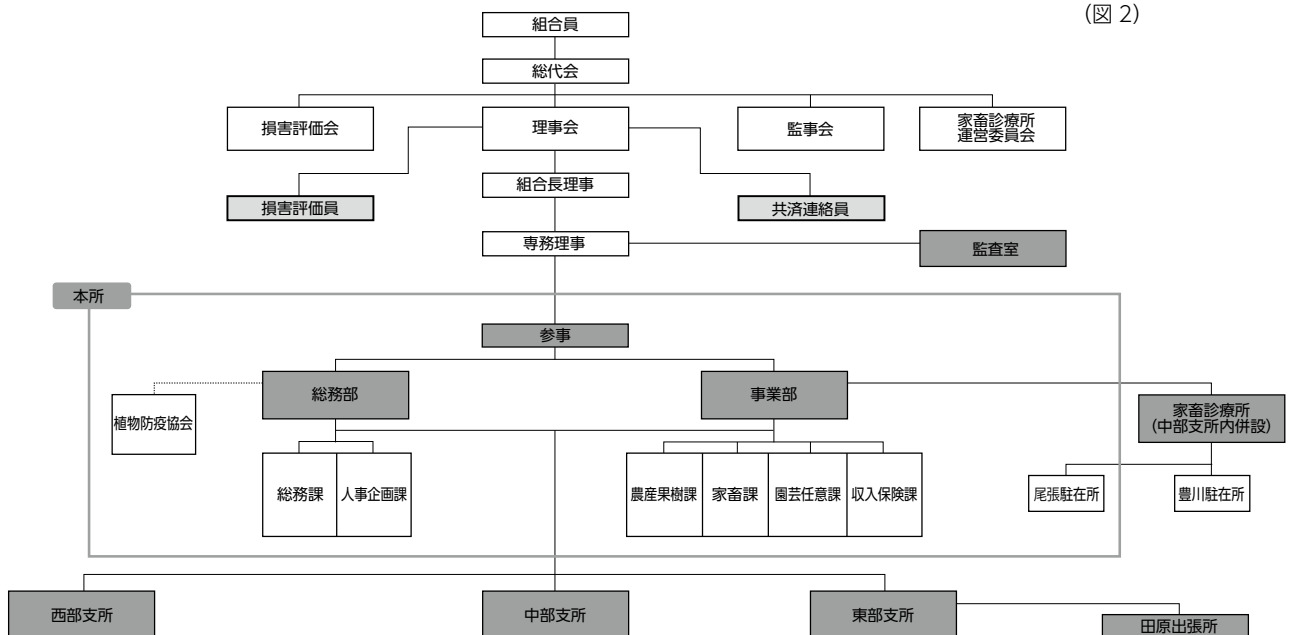
4 愛知県農業共済組合（NOSAI 愛知）の活動

農業経営のセーフティネットとしての農業保険を推進し、安心を全ての農家に届け、日本の農業基盤を将来に渡り守り続ける一助となることが重要であると感じています。

特に収入保険の新規加入者獲得のため、推進専門職員として農業保険サポーター（AIS）を任命し、広く農家の皆さまのもとに足を運んでいます。

また、2年目となる「未来へつなぐ」サポート運動も進めていくこととなるため、皆さまの声を広く汲み取り、安心できる農業の未来を共に築いていくためにも、職員一丸となり、地域や農業に携わる人との繋がりを大切にし、農業の発展に寄与できる組織運営をしていきたいと思ひます。（図2）

（図2）

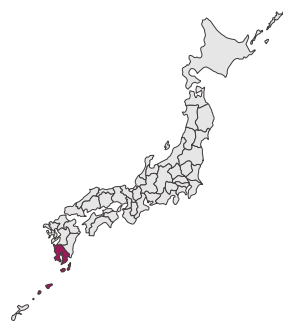


鹿児島県農業共済組合（NOSAI かごしま）

1 鹿児島県の紹介

鹿児島県は九州の南端に位置し、面積は約 9,187km² で全国第 10 位、九州の中では最も面積の広い県です。南北約 600km にわたる広大な県域には 1256 もの離島が点在し、そのうち、有人離島が 28 あります。多くの地域は温帯に属していますが、一部の地域は亜熱帯の気候に属しています。九州最高峰の山がそびえる屋久島には冷温帯の一面もあり、3つの気候帯が属するとも言われています。

温暖で豊かな自然環境や伝統文化、特色ある郷土料理に加え、各地には温泉地が点在し、年間を通して多くの観光客が訪れています。また、鹿児島のシンボルである桜島・錦江湾は日本ジオパークに認定されていて、さまざまな体験と共に火山と人と自然のつながりを学ぶことができます。



桜島

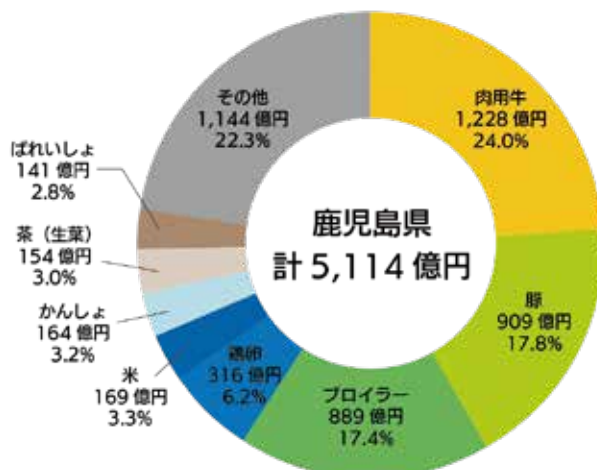
2 鹿児島県の農業

令和 4 年の農業産出額は全国第 2 位の 5,114 億円で、約 68% は肉用牛（黒毛和種）や豚を中心とした畜産が占める畜産県です。鹿児島黒牛は、GI（地理的表示）として登録されている日本を代表する農産品であるとともに、令和 4 年に開催された「第 12 回全国和牛能力共進会」では、最高賞の「内閣総理大臣賞」を受賞し、和牛日本一の栄光に輝きました。また、豊かで変化に富んだ自然条件を生かして、野菜・茶・さとうきび・さつまいもなど、多彩な営農を展開しています。

本県では、担い手の確保・育成等による「人づくり・地域づくりの強化」をはじめ、スマート農林水産業の導入・普及や 6 次産業化の推進等による「生産・加工体制の強化、付加価値の向上」、県産農林水産物の

ブランド力の向上や輸出商社等の海外営業活動支援などのさらなる輸出の促進等による「販路拡大・輸出拡大」など、「稼ぐ力」の向上に向けた施策に取り組んでいます。

令和 4 年 本県の農業産出額（部門別）



農林水産省「生産農業所得統計」より

3 鹿児島県農業共済組合（NOSAI かがしま）の概要

【本所所在地】 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 12 番 4

【電話番号】 099-255-6161

【組織体制】 (2024 年 10 月 1 日現在)

役員 26 人（理事 21 人、監事 5 人）

職員 453 人（嘱託・臨時職員含む）

【支所数】 8

【診療所数】 家畜診療センター 8

臨床検査研修センター 2

【基礎組織】 (2024 年 7 月 1 日現在)

総代 198 人

損害評価委員 38 人

損害評価員 1,123 人

家畜診療所運営委員 6 人

【組合員数】 (2024 年 3 月末現在)

63,527 人



4 鹿児島県農業共済組合（NOSAI かがしま）の活動

令和 3 年 4 月に県内 7 つの農業共済組合と 1 つの事務組合が合併して「鹿児島県農業共済組合」が発足し、同年 5 月に特定組合となりました。

近年、世界的な食料需給の変動や気候変動に伴い、農業経営は厳しい状況となっています。農業共済組合の果たすべき役割は、より一層重要となり、農業保険制度及び収入保険制度の両輪で、農業者が安心して取

り組める農業を後押しします。

「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築に向け、行動スローガンの「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を積極的に実践することで、農業の生産現場により深く浸透し、農業経営の基幹的セーフティーネットとしての農業保険を最適な加入プランで提案。無保険者ゼロを目指します。



第 4 回通常総代会



水稲の損害評価を行う職員



～林業・木材産業を営むみなさまへ～ 林業信用保証制度のご案内



イラスト：平田美紗子



災害で設備が
被災してしまった！
再建したいが
資金が足りない…

新たに会社を
設立したけれど
まだ実績がなくて
銀行に融資して
もらえない…

今まで造林・育林業
を営んできたが
素材生産業も
始めたいなあ…

このようなお悩みについて
公的保証制度でみなさまの資金調達をお手伝いします！

【林業信用保証の主な内容】（幅広い業種・資金を対象にしています。）

対象となる
業種

- | | | | |
|---------|--------|-----------|---------|
| ①造林・育林 | ②素材生産 | ③木材・木製品製造 | ④薪炭生産 |
| ⑤林業種苗生産 | ⑥きのこ生産 | ⑦木材卸売等 | ⑧木材製品利用 |

対象となる
資金

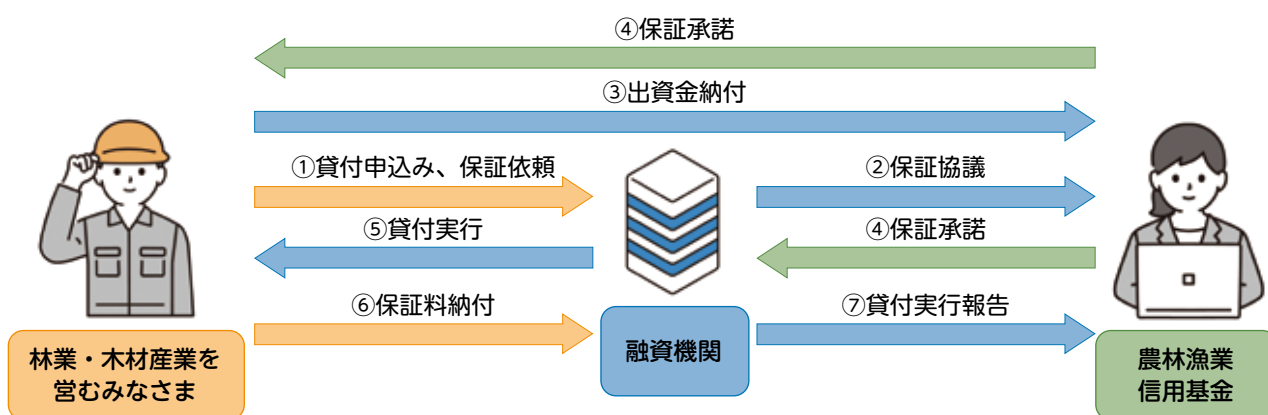
- ・苗木、立木、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの**運転資金**
- ・事務所・工場、林業機械、木材加工機械、運送用車両等の導入などのための**設備資金**（中古の機械等も対象です。）

保証料

- ・年0.15～1.80%と低位で、財務内容により適用されます。
- ・日割り計算のため無駄がありません。
- ・保証料が最大5年間免除になる保証メニューも複数あります。

【保証のご利用にあたって】

まずはお近くの融資機関にご相談ください。



【Q & A】

Q. 出資金とは何ですか？

A. 保証のご利用にあたって、保証額に応じて出資していただくものですが、保証のご利用が終了した後に払い戻すことができますのでご安心ください。

Q. いくらまで保証できますか？

A. 保証額は、関連企業を含めて、財務内容により 6億円まで利用可能です。無担保での保証額は、財務内容により 2億円まで利用可能です。

Q. 連帯保証人・担保は必要ですか？

A. 法人代表者のほか、ご利用条件により連帯保証人が必要な場合があります。
運転資金は、利用される方の財務状況により担保が必要な場合があります。
設備資金は、借入期間が5年超の場合又は土地建物の購入・建設の場合、原則として担保が必要です。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。(平日9～17時)

独立行政法人 農林漁業信用基金

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28階

○保証制度や出資金に関するお問い合わせ

林業信用保証管理部 TEL: 03-3434-7825

○保証の申込みやご利用に関するお問い合わせ

林業信用保証業務部 TEL: 03-3434-7826、7827

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>

お問い合わせ



スマート農業技術活用促進法 について

当基金では、第5期中期目標において、スマート農業の実装等に伴い生じる資金需要にも対応し、適切な農業信用保険の引受けを進めることを主務省から指示されているところです。

今回は、令和6年10月に施行された、農業の生産性の向上を図るための「スマート農業技術活用促進法」成立の背景や法律の概要、関連予算等について紹介いたします。



農林水産省技術会議事務局
研究推進課長

小林 保幸

1. はじめに

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

農林漁業信用基金の第5期中期目標においては、新たな資金需要の一つとしてスマート農業の実装が位置付けられました。

他方で、農政においては、その基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の改正により、基本的施策の一つとして先端的な技術等を活用した生産方式等の導入、即ちスマート農業技術の導入が規定されました。また、改正食料・農業・農村基本法の関連法として、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）が令和6年6月14日に成立しています。

本稿では、スマート農業技術活用促進法成立の背景、法律の概要と、関連予算等について御紹介します。

2. スマート農業技術活用促進法 について

2-1. スマート農業技術活用促進法成立の背景

食料の安定供給の確保や農業の持続的発展は、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展に不可欠なものです。一方で、これらを支える農業者が高齢化するとともに農業者数は減少し、今後も一層の減少が見込まれます。

こうした見通しの下では、従来の生産方式を前提とした農業生産では食料の安定供給や農業の持続的発展を確保することは難しくなるおそれがあり、農業者の減少下においても生産水準を維持できる生産性の高い食料供給体制を確立することが重要です。

そこで、生産性の高い食料供給体制を確立するために、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用を促進することとしています。

2-2. スマート農業技術活用促進法の概要

スマート農業技術に関しては、スマート農業技術に関する実証等が行われてきた中で、スマート農業技術の活用の促進に当たり、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引上げを図る必要があるといった課題が明らかとなりました。

このような課題を踏まえ、スマート農業技術活用促進法では、スマート農業技術の活用と併せてこれに適した生産方式への転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発速度を引き上げるため、生産方式の転換により開発ハードルを下げつつ、開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレイヤーの参画を進めることとしています。

これらの取組を進めるため、同法は、①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画である生産方式革新実施計画と、②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画である開発供給実施計画の二種類の計画を位置付けています。これらの計画の認定を受けた者は同法に基づく支援措置を活用できます。この仕組みにより、同法は、計画の趣旨に沿った取組を推進しています（図1）。

また、同法は、これらの計画に基づく事業の促進の意義や目標、実施に関する基本的な事項（認定要件）等を規定する基本方針を農林水産大臣が策定することとしています。生産方式革新実施計画及び開発供給実施計画は、法及び基本方針の規定に基づく要件に適合する場合に認定を受けることができます。

2-3. 生産方式革新実施計画

生産方式革新実施計画は、スマート農業技術の活用と、人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入を合わせて相当規模で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す取組を活動の内容とするものです。計画を申請できる者は、このような取組を行おうとする農業者又はその組織する団体（農業者等）ですが、農業者等に加えてスマート農業技術を活用した作業受託やスマート農業機械のレンタル・シェアリングサービス等のサービス業務（スマート農業技術活用サービス）を行うスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者も一緒に申請者に名を連ねて申請することができます。

生産方式革新実施計画の認定を受けると、税制上の特例として機械等を取得等した場合に特別償却の適用が受けられるほか、金融上の特例として日本政策金融公庫の長期低利融資や、行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認のワンストップ化等）等の支援措置が受けられます（図2）。

2-4. 開発供給実施計画

開発供給実施計画は、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う取組を事業の内容とするものです。計画を申請できる者は、スマート農業技術等の開発・供給を行おうとする者で、例えば農機メーカー、スマート農業技術活用サービス事業者、大学、公設試験研究機関等となります。

開発供給実施計画の認定を受けると、税制上の特例として会社の設立や出資の受入れ等の際に生じる登録免許税の軽減が受けられるほか、金融上の特例として日本政策金融公庫の長期低利融資（供給の取組に必要な資金が対象）や、農研機構が保有する試験ほ場等の研究開発設備等の供用等を受けることができる支援措置が受けられます（図3）。

3. スマート農業技術の関係予算

令和7年度予算より、生産方式革新実施計画・開発供給実施計画の認定を受けることで、関係する各種事業において、審査に当たってのポイント加算等の優先採択や、スマート農業技術等の開発・供給の取組を支援するスマート農業技術の開発・供給促進事業にあっては開発供給実施計画の認定等を申請要件とするなど、優遇措置を設けることを検討しています（令和6年11月22日時点）。今後の予算編成過程で変更の可能性がありますが、具体的な対象事業は、右記のとおりとなっています（図4）。

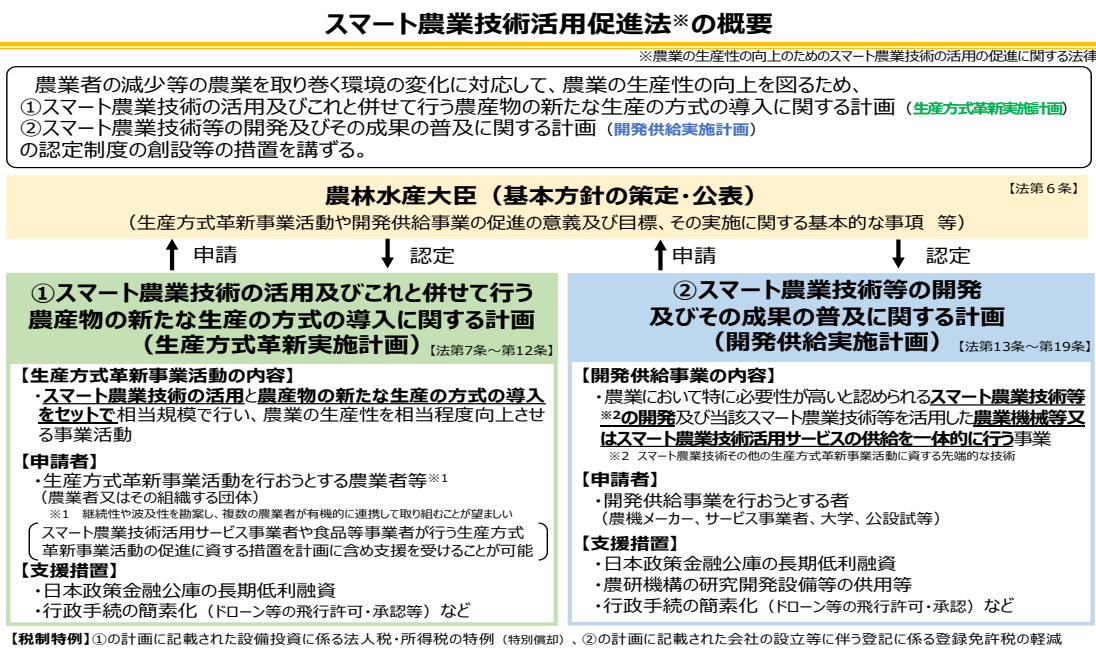
4. 最後に

スマート農業技術活用促進法は、令和6年10月に施行されました。今後、順次計画が認定を受けてスマート農業技術を活用する取組が拡大することが見込まれます。

また、同法に基づきスマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進していくための農業者、JA、関係団体、民間企業、研究・教育機関、地方公共団体等の多様なプレイヤーが参加するスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）が設立されました。同会議においては、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援や人材育成等のコミュニティ形成促進の取組が行われます。




農林水産省としては、これらの取組を通じて、今後、スマート農業技術の活用が一層促進されるよう政策を進めてまいります。農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましても、スマート農業技術活用の推進に向け御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（図1）
スマート農業技術活用促進法の概要



(図2)
生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット



生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置	
日本政策金融公庫の長期低利融資	日本政策金融公庫から 長期低利の融資 を受けられます。 ●償還期限を25年以内とする等、 大規模投資にも対応 。 ●据置期間を5年以内とし、事業者の 初期償還負担を軽減 。 ●貸付金の使途に 長期運転資金 も設定。
②税制上の特例措置	
投資促進税制	生産方式革新事業活動に必要な機械等の取得等をした場合に 特別償却（機械等32%※1、建物等16%）を適用 を受けることができます（令和9年3月末まで）。 <small>※1スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に発売されたものに限る。スマート農業技術活用サービス事業者、食品事業者は機械装置にのみ適用され、特別償却率が25%となる。</small>
③その他の特例措置	
野菜法の特例	認定計画に従い、産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合、 指定産地外の農業者等も契約指定野菜安定供給事業に参加可能 となります。 
航空法の特例	ドローン等の無人航空機による農業散布等の特定飛行を行う場合の 航空法上の許可・承認の手続がワンストップ化 されます。 
農地法の特例	農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合の 農地法に基づく届出がワンストップ化 されます。 

6

(図3)
開発供給実施計画の認定を受けるメリット

開発供給実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置	
日本政策金融公庫の長期低利融資	日本政策金融公庫から 長期低利の融資 ※を受けられます。 ●償還期限を25年以内とする等、 大規模投資にも対応 。 ●据置期間を5年以内とし、事業者の 初期償還負担を軽減 。 ●貸付金の使途に 長期運転資金 も設定。 <small>※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象（研究開発の取組は貸付対象外）</small>
②税制上の特例措置	
登録免許税の軽減	認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受け入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際の 登録免許税の軽減 を受けることができます（令和9年3月末まで）。
③その他の特例・支援措置	
農研機構の研究開発設備等の供用等	試験ほ場やロボットトラクタなど農研機構が保有する 研究開発設備等の供用等 を受けることができます。   <small>試験ほ場 ロボットトラクター</small>
種苗法の特例	新品種の品種登録を行う場合の 出願料・登録料（1～6年目）が減免 されます。
農業競争力強化支援法の特例	農業競争力強化支援法に規定する事業参入に該当する場合、 中小機構による債務保証 を受けることができます。
航空法の特例	ドローン等の無人航空機による農業散布等の特定飛行を行う場合の 航空法上の許可・承認の行政手続がワンストップ化 されます。

7

(図4)
優遇措置の対象として検討中の事業一覧

認定生産方式革新実施計画が対象となる事業	認定開発供給実施計画が対象となる事業
<ul style="list-style-type: none"> 強い農業づくり総合支援交付金のうち <ul style="list-style-type: none"> ①新基本法実装・農業構造転換支援事業（生産方式革新実施計画に対する支援事業を新設） ②卸売市場等支援タイプ（優先採択） スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち <ul style="list-style-type: none"> ①橋渡し支援（優先採択） ②先進モデル支援（優先採択） ③立ち上げ支援（優先採択） 持続的生産強化対策事業のうち <ul style="list-style-type: none"> ①戦略作物生産拡大支援（優先採択） ②時代を拓く園芸産地づくり支援（優先採択） ③果樹農業生産力増強総合対策（優先採択） ④ジャパンフラワー強化プロジェクト推進（優先採択） ⑤茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（優先採択） 	<ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち <ul style="list-style-type: none"> ①グリーンな栽培体系加速化事業（補助上限額引上げ、優先採択） ②有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択） ③SDGs対応型施設園芸確立（優先採択） ④地域循環型エネルギーシステム構築（優先採択） 農地利用効率化等支援交付金（優先採択） 国産小麦・大豆供給力強化総合対策（優先採択） 大規模輸出産地モデル形成等支援事業（優先採択） 農山漁村振興交付金のうち <ul style="list-style-type: none"> 情報通信環境整備対策（優先採択） 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業（優先採択）
<ul style="list-style-type: none"> スマート農業技術活用促進総合対策のうち <ul style="list-style-type: none"> ①スマート農業技術の開発・供給促進事業（申請要件） ②農林水産データ管理・活用基盤強化（優先採択） ③次世代の衛星データ利用加速化事業（優先採択） 「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出のうち <ul style="list-style-type: none"> スタートアップへの総合的支援（優先採択） 	<ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装支援事業（優先採択） スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち <ul style="list-style-type: none"> ①橋渡し支援（優先採択） ②立ち上げ支援（優先採択）

野菜と花きの生産と消費

農林水産省農産局園芸作物課長
長峰 徹昭



平素より、野菜振興施策の推進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。今回、野菜と花きの生産や消費について寄稿の機会を頂戴いたしましたので、近年の動向をご紹介します。

I 野菜について

1 野菜の位置づけと需給状況



はじめに我が国の農業生産や食生活における野菜の位置づけをみると、令和4年の野菜の産出額は2兆2,294億円となり、農業総産出額の約1/4を占めています。また、品目別に野菜の産出額に占める割合をみると、1位がトマト11%、2位がいちご9%、3位がたまねぎ7%と続いており、上位10品目で約6割を占めています。

野菜はカロリーベースでの食料自給率への寄与率は小さいものの、国民の健康の維持増進や農業振興の上で重要な位置づけとなっています。

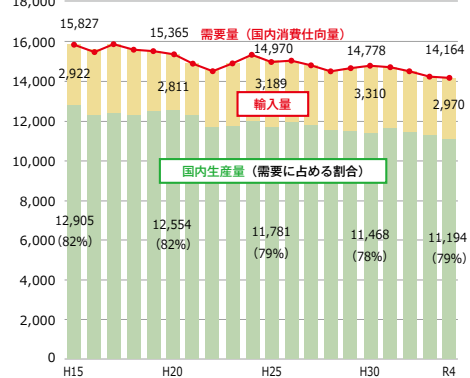
野菜の需要量（国内消費仕向量）は、約20年間で1割減少しました。他方で、輸入量はほぼ横ばいで推移しており、需要量に占める国内生産量の割合は微減傾向にあります。他方、家庭における食の簡便化や外部化等を背景に、野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトしつつある中で、近年では加工・業務用が全体の約6割を占めるようになっています。

【農業総産出額に占める野菜の割合(令和4年)】



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

【野菜の需要量・生産量・輸入量】



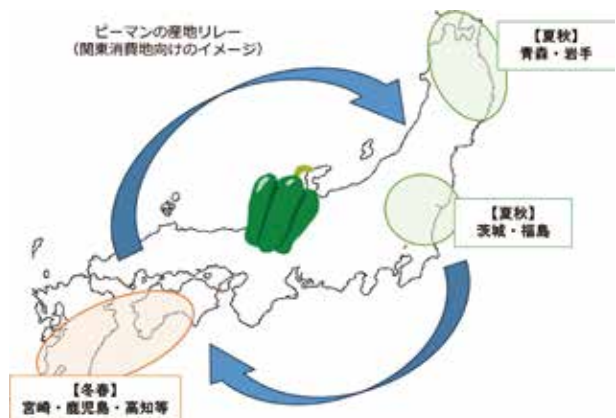
資料：農林水産省「食料需給表」

2 野菜の生産



野菜の国内供給は、国内生産量が約8割、輸入量が約2割を占めています。令和4年の作付面積は約38万ha、生産量は約1,119万トンとなっており、作付面積は微減、生産量は横ばいで推移しています。

南北に長い日本列島の地域特性を活用し、季節ごとに産地をリレーしながら、消費地に向け野菜の安定供給を周年的に行っています。また、産地や時期によって栽培方法（露地栽培や施設栽培等）が異なることが野菜生産の特徴となっています。



品目別の作付面積をみると、多くの品目では減少している一方で、ブロッコリー等の一部の品目では増加しています。なお、令和8年度にはブロッコリーが指定野菜※に追加されることとなっています。

※指定野菜とは、消費量が多く、国民の生活上の重要な野菜。

3 野菜の流通・加工



我が国の野菜は、その多くが卸売市場を経由して実需者に流通していますが、特に加工・業務用野菜については、一部で卸売市場を通さずに加工業者等が直接買い付ける流通経路も見られる状況です。

また、加工・業務用野菜の供給は、国内生産量が約7割、輸入量が約3割を占めており、輸入量の約半分が、生鮮状態及び冷凍状態で輸入されたものとなっています。

【野菜の輸入概況】



資料：農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」から試算

これらの野菜は、輸送距離等の関係から特定の輸入先国に大きく依存しており、食料安全保障の観点からも、輸入元の多様化や原料の国産化が喫緊の課題となっています。

加工・業務用野菜の国産化に向けては、周年安定供給、内外価格差や異物混入対策が主な課題となっています。特に周年安定供給については、近年の異常気象等により年間を通じて一定の品質・価格・量で供給することが容易ではなく、やむを得ず端境期が生じてしまい、輸入品を使わざるを得ない時期があるのが実態です。

これらの課題の克服に向け、農林水産省

では、加工・業務用野菜を中心とした国産野菜サプライチェーンを構築するため、「国産野菜シェア奪還プロジェクト」を立ち上げました。現在は、会員の方々から収集した品目別ニーズの公表、産地と実需者の意見交換会の開催等により、産地と実需者による新たな契約取引の案件形成を進めています。今後も、このような取組を通じて周年安定供給体制の構築を進めてまいります。

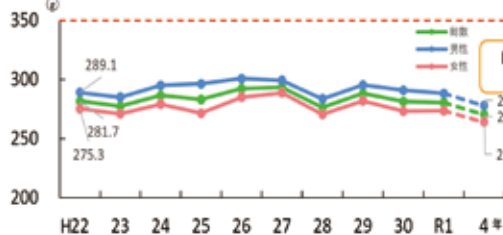


4 野菜の消費について



国内の野菜の需要量（消費量）は長期的に減少傾向で推移しており、健康づくりの指標「健康日本21（第三次）」において設定された20歳以上の1人1日当たりの野菜摂取目標量350gに対し、現状の摂取量は270g程度で、約7割の人が目標に達しておらず、また、若い世代ほど少ない傾向にあります。

【1人1日当たりの野菜摂取量の推移】



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

注：1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年及び令和3年は調査中止
2) データは野菜類であり、緑黄色野菜、その他の野菜、野菜ジュース、漬け物を含む。

農林水産省では、令和2年から、野菜の消費拡大を目的とする「野菜を食べようプ

プロジェクト」を実施し、本目的に賛同する企業・団体等の「野菜サポーター」とともに、「野菜を食べようプロジェクト」のロゴマークやポスターを活用し、野菜の需要喚起に資する様々な啓発活動等に取り組んでいます。

「野菜を食べようプロジェクト」ロゴマークとポスター



本項に係る最新のデータ等については、農林水産省の野菜のホームページ (<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/index.html>) に掲載しておりますので、ご参照ください。

Ⅱ 花きについて

1 はじめに

はじめに「花き」についてご説明させていただきます。花きと聞いて多くの方は、花束やアレンジメント、冠婚葬祭で使用される切り花をイメージされることと思います。花きの定義は観賞の用に供される植物とされています。具体的には、切り花類・鉢もの類・花木類・球根類・花壇用苗もの類・芝類・地被植物類と分類されており、「植木」や「盆栽」も花きと分類されます。花きの特性として食生活の範囲の中で選択される野菜・果物とは異なり、冠婚葬祭、贈

答用、装飾などさまざまな用途で使われているため、嗜好性の高い品目です。

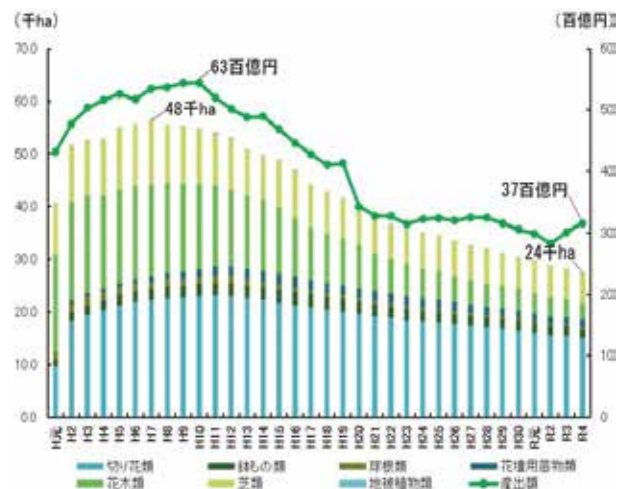
花き	
【切り花類】	切り花(キク、バラ、カーネーション等)、切り葉(ヤシの葉等)、切り枝(サクラ等)
【鉢もの類】	シクラメン、ラン、観葉植物、盆栽等
【花木類】	ツツジ等庭木に使われる木本性植物で緑化木を含む(鉢ものとして生産されているものを除く)
【球根類】	チューリップ、ユリ等
【花壇用苗もの類】	パンジー、ペチュニア等
【芝類】	造園用等養成されているもの
【地被植物類】	ササ、ツル類等地面や壁面の被覆に供するもの

2 花きの生産・流通

花きの生産については、産出額がピーク時の平成10年から減少傾向にあり、令和4年の産出額は3,684億円となります。近年の高温による出荷時期の不安定化に伴い、需要期に供給不足が生じており、需要に応じた安定供給・生産性向上を進める必要があります。

このため、高温により多発化傾向にある病害虫被害の軽減や気象変動下でも需要期に合わせる生産・出荷技術の導入や需要が見込まれる品目への転換等により花きの生産振興を推進しています。

<花きの産出額・作付面積の推移>



花きの流通では品目が多いが故に課題があります。品目により出荷箱のサイズが異なるため積載効率が低いこと、出荷や荷受の際に荷積み、荷下ろしが手作業で行われ

る事が多く時間がかかることなどが挙げられ、改善が急がれます。具体的には、標準規格のパレットや台車の使用による出荷や荷受時の待機・作業時間の減少や出荷伝票のデジタル化などの実証が行われており、物流の2024年問題に業界全体で課題解決に取り組んでいるところです。

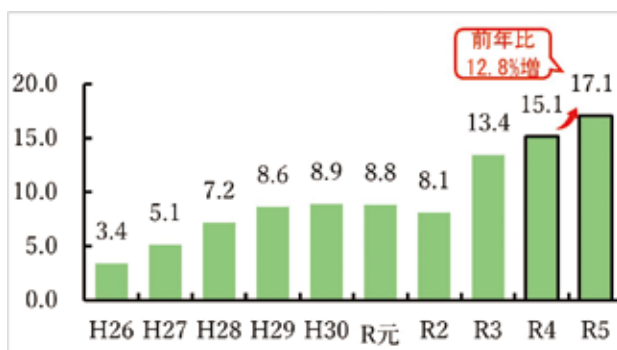
3 花きの輸入・輸出



花きの輸入ですが、国内流通のうち数量ベースで約3割が輸入されています。母の日やお彼岸等に需要が一時的に集中するカーネーションやキクといった品目で輸入割合が高くなる傾向があります。主な輸入国は、中国、コロンビア、マレーシアです。

花きの輸出については、海外で評価される強みがあり輸出拡大の余地が大きい品目として「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産省公表）において、切り花を重点品目に位置付けています。切り花の輸出額は令和元年の8.8億円に対して令和5年が17.1億円と短期間で大きく増加しており、日本産の高品質な切り花が海外で高く評価されて、輸出が増加にしています。海外ではグロリオサ、スイートピー、ランタンキュラス、ドウダンツツジなどが人気です。主な輸出先国は、中国、アメリカ、台湾となります。

<切り花の輸出額の推移>



4 花きの消費



花きの国内消費については、物日に集中する傾向があります。物日とは、母の日やお盆、年末年始等、多くの人が花を買うため通常に比べ需要が多くなる時期の事で、物日以外のさらなる消費拡大のために業界としても暮らしの中に花を取り入れる事や新しい物日の提案・定着に向けてPRしているところです。

またコロナ禍を契機にホームユース需要が増加しており、生花店だけでなく、スーパーマーケットやホームセンター、直売所、ネット通販、雑貨やカフェ等とのコラボ店など販売チャネルが多様化しています。近年ではスーパーマーケットで購入する人の割合が上昇しており、気軽に花を購入することができる環境が消費拡大を目指す上で必要だと考えております。

花と緑に関しては、2027年3月に「幸せを創る明日の風景」をテーマに国際園芸博覧会が神奈川県横浜市で開催されます。国内でのA1クラス（最上位）の開催は1990年に大阪で開催されて以来、2回目となります。



2027年国際園芸博覧会 公式ロゴマーク
(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

詳細につきましては、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会のホームページ (<https://expo2027yokohama.or.jp/>) に掲載されていますので、ご参照ください。

広報誌「基金 now」の発行形態の見直しについて

日頃より、広報誌「基金 now」をご愛読いただきありがとうございます。

これまで、広報誌「基金 now」は、当基金のホームページへの掲載を行うとともに、関係者の皆様には、冊子として配布を行ってまいりましたが、令和7年度版（令和7年5月発刊予定）から、冊子の作成・配布を終了し、当基金のホームページに掲載させていただきます。

これからも、わかりやすく、皆様に興味を持っていただけるような情報をお届けしてまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、広報誌「基金 now」を掲載しているホームページのリンク先を以下に記載しておりますので、是非ともご覧いただきますようお願いいたします。

これからも、広報誌「基金 now」をどうぞよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

企画調整室企画推進課

TEL 03-3434-7813

E-mail kikaku@jaffic.go.jp

信用基金ホームページ（広報誌）

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/kouhou/index.html



人事異動

令和6年12月31日付

退職

総括調整役

福井 逸人

〔農林水産省東海農政局次長へ〕

新年明けましておめでとうございます。本年も「基金 now」をどうぞよろしくお願いいたします。

おかげさまで、広報誌「基金 now」は5年目を迎えることができました。発刊を継続することができたのは、これまで御寄稿をいただいた皆様のおかげであり、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。


さて、年末年始は、いかがお過ごしになりましたでしょうか。私は、昨年ゴルフのラウンドデビューを果たし、新年も早速ラウンドをしてきました。これまでの趣味はサッカーやフットサルが中心で、ゴルフとは無縁でしたが、友人の熱烈な誘いをきっかけに始めることとなりました。今では、自分自身と向き合い、技術を向上できることに喜びを感じ、すっかりハマってしまいました。また、プレーの楽しさだけでなく、ゴルフ場の青々とした芝生や美しい景色、澄みきった空気といった非日常の解放感を楽しめるのも魅力です。年齢を問わず幅広い年代で楽しめるスポーツなので、生涯スポーツとして楽しんでいければと思っています。

また、これまで皆様に御寄稿いただいた記事を読ませていただき、各都道府県の魅力的な場所をたくさん知ることができたので、今年は各地に旅行に行けたらと思っています。

最後に、2025年が皆様にとって良い年になりますよう心からお祈り申し上げます。

(広報誌編集担当 T)

編集後記

 2025年1号 No.17 2025年1月20日発行

編集・発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課
(問合せ先) 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階
TEL: 03-3434-7813 MAIL: kikaku@jaffic.go.jp

装丁・印刷・製本 シンソー印刷株式会社

独立行政法人 **農林漁業信用基金**

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。